

札幌市民活型雪堆積場管理業務特定共同企業体取扱要綱

平成22年9月30日建設局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市発注の民活型雪堆積場管理業務（以下「当該業務」という。）の確実かつ円滑な履行を図り、地域に根ざした除雪体制を確立するとともに、中小除雪業者の健全な育成を図るために結成される特定共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定共同企業体」とは、特定の業務の履行を目的として、業務ごとに結成される共同企業体をいう。

(履行方式)

第3条 特定共同企業体により行う当該業務の履行は、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって当該業務の完了にあたる共同履行方式によるものとする。

(対象業務)

第4条 特定共同企業体により履行することができる業務は、当該業務を対象とし、計画搬入量が15万 m^3 以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、計画搬入量が15万 m^3 未満の業務で、特殊な技術を要するなど技術的難度が高く共同履行によることが特に必要と認められるときは、特定共同企業体に履行させることができる。

(構成員数)

第5条 構成員の数は2又は3社とする。ただし、特に大規模と認められる業務については、5社までとすることができる。

2 前項の構成員には、市内業者が1社以上含まれていなければならない。

(構成員の要件)

第6条 特定共同企業体は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

(1) 全ての構成員は、札幌市競争入札参加資格を有する者であり、道路維持除雪業の業種登録があること。

(2) 代表者は、本市、国又は他の地方公共団体発注の雪堆積場管理業務を受注した経験が3年以上あること。

(3) 代表者は、現場統括主任を1名以上専任で配置することができること。

(結成方法)

第7条 特定共同企業体は、前条に規定する者の任意の組合せにより結成されなければならない。

2 特定共同企業体の協定書は、別表に定めるところによる。

(構成員の出資の割合)

第8条 特定共同企業体の各構成員の出資の割合は、構成員数に応じて、次の各号に掲げる割合以上でなければならない。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回ってはならない。

(1) 2社の場合 15.00 パーセント

(2) 3社の場合 10.00 パーセント

(3) 4社の場合 7.50 パーセント

(4) 5社の場合 6.00 パーセント

(存続期間)

第9条 発注業務の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該業務の委託契約の履行後3カ月を経過するときまでとする。

(事務処理の特例)

第10条 この要綱により難い特別の事情があるときは、その都度市長が定めるところにより別段の処理をするものとする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、雪対策室長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。

別表



特定共同企業体協定書

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
- 一 札幌市発注に係る下記業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。)の受託
- 業務名_____雪堆積場管理業務
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特定共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び存続期間)

- 第4条 当企業体は、令和____年____月____日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 業務を受託できなかったとき、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地	
商号又は名称	_____
所 在 地	
商号又は名称	_____
所 在 地	
商号又は名称	_____
所 在 地	
商号又は名称	_____
所 在 地	
商号又は名称	_____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札書又は見積書の提出、委託料等の請求、受領及び当企業体に属する財産の管理を行う権限を有するものとする。

2 当企業体の代表者は、当企業体の運営に関する規程及び第9条に規定する運営委員会の決議を遵守し、当企業体の不利益となるような行為を行わないよう努めるものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

会社名_____	_____%
会社名_____	_____%
会社名_____	_____%
会社名_____	_____%
会社名_____	_____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって当企業体の意思決定機関である運営委員会を設け、業務の完了にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____店とし、特定共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該業務を完了するものとする。この場合、残存構成員が複数であるときは、共同連帯して当該業務を完了するものとする。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。この場合、残存構成員が複数であるときは、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合においては脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか____社は、上記のとおり_____特定
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名
捺印のうえ、1 通は札幌市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 _____

使用印

所在地

商号又は名称

代表者職氏名



所在地

商号又は名称

代表者職氏名



所在地

商号又は名称

代表者職氏名



所在地

商号又は名称

代表者職氏名

